

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

令和 6 年 7 月定例会

令和 6 年 8 月 2 日

目 次

令和 6 年 7 月定例会

8 月 2 日（金曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第 1 号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
議席指定	2
議長選挙	3
会期の決定	4
会議録署名議員指名	4
諸報告	4
議案上程（議第 9 号及び議第 1 0 号）	5
提案理由の説明……………広域連合長	5
補足の説明……………事業課長、会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員	1 0
質疑	1 1
討論	1 1
採決	1 1
議案上程（議第 1 1 号及び議第 1 2 号）	1 2
提案理由の説明……………広域連合長	1 2
補足の説明……………事務局次長、事業課長	1 2
質疑	1 3
討論	1 3
採決	1 4
議案上程（議第 1 3 号）	1 4
提案理由の説明……………広域連合長	1 4
質疑	1 5
討論	1 5
採決	1 5
議案上程（議第 1 4 号）	1 6
提案理由の説明……………広域連合長	1 6
質疑	1 6
討論	1 6
採決	1 7
広域連合長あいさつ	1 7
閉会	1 8

○出席議員（１４名）

１番	佐藤洋樹	議員	２番	中野信吾	議員
３番	吉田創	議員	４番	遠藤敬知	議員
５番	細矢俊博	議員	６番	鍋倉竹志	議員
７番	吉田芳美	議員	９番	佐藤一廣	議員
１０番	高梨忠博	議員	１１番	金子豊美	議員
１２番	遠藤榮吉	議員	１４番	渋谷耕一	議員
１５番	富樫 覚	議員	１６番	石川 保	議員

○欠席議員（２名）

８番	山科朝則	議員	１３番	矢口明子	議員
----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	近藤洋介
代表監査委員	玉田芳和		
事務局長	川田 徹	事務局次長	石川健吾
会計管理者	武田すみ子	事業課長	安孫子有里
総務係長	後藤晋介	企画財政係長	石黒真紀
資格管理係長	白幡義幸	給付係長	伊藤真司

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	川田 徹	事務局次長（兼務）	石川健吾
書記（兼務）	後藤晋介	書記	那須耕平
書記	相羽 洋		

○議事日程第１号

令和６年８月２日（金）午後２時３０分開議

第１	議席指定	
第２	議長選挙	
第３	会期の決定	
第４	会議録署名議員指名	
第５	諸報告	
第６	議第９号	令和５年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
第７	議第１０号	令和５年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第８	議第１１号	令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）
第９	議第１２号	令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正

予算（第１号）

- 第１０ 議第１３号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
第１１ 議第１４号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第１ 議席指定
日程第２ 議長選挙
日程第３ 会期の決定
日程第４ 会議録署名議員指名
日程第５ 諸報告
日程第６ 議題９号 令和５年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第７ 議第１０号 令和５年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第８ 議第１１号 令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）
日程第９ 議第１２号 令和６年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）
日程第１０ 議第１３号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第１１ 議第１４号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
-

午後２時３０分 開議

○副議長（佐藤一廣） 当広域連合議会の議長であった舩山利美議員の任期が、３月３１日をもって満了したことにより、議長が不在となっておりますので、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長が議長の職務を行います。

これより、７月２６日に告示召集されました令和６年７月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、山科朝則議員、矢口明子議員です。

出席議員は、１４名で定足数に達しております。なお、報道関係者から議場内での撮影の願いが出ており、これを許可しておりますのでご了承願います。

本日の議事は、日程第１号をもって進めます。

議席指定

○副議長（佐藤一廣） 日程第１ 議席の指定を行います。

令和６年４月２日告示の選挙で新たに広域連合議会議員となられた遠藤榮吉議員の議席を定めます。

会議規則第3条第2項の規定により、議長において議席を定めます。
現在ご着席の議席を議席といたします。

議長選挙

○副議長（佐藤一廣） 日程第2 議長選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。議長選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行うことをご提案しますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤一廣） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤一廣） ご異議なしと認めます。

したがって、指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会議長に、細矢俊博議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました細矢俊博議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（佐藤一廣） ご異議なしと認めます。

したがって、細矢俊博議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました細矢俊博議員が出席しておりますので、会議規則第27条第2項の規定により、当選を告知します。

議長に当選されました細矢俊博議員から、ごあいさつをお願いします。

○議長（細矢俊博） はい、議長。

○副議長（佐藤一廣） 細矢俊博議員。

○議長（細矢俊博） 皆さんこんにちは。東根市の細矢俊博でございます。議長就任にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま山形県後期高齢者医療広域連合議会の議長にご推挙いただきまして、誠にありがとうございます。

ざいます。山形県内の代表16名で構成されました議会の議長という大役を仰せつかりまして、本当に身が引き締まる思いであります。後期高齢者医療につきましては、これからますます高齢化が進む中で、しっかりと向き合っていかなければならないと私は思っております。このような状況の中、安定的に制度を運営し、そして適正かつ効率的に行われるよう議会の役割を果たしながら、公正、中立、そして円滑な議会運営に務めて参りたいと思います。議員の皆様、そして広域連合長をはじめとした執行部の皆様、これからもご理解そしてご協力をお願い申し上げまして、議長就任のあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございます。

(拍手)

○副議長（佐藤一廣） 皆様のご協力に感謝申し上げます、ここで議長と交代いたします。大変ありがとうございました。

細矢俊博議長、議長席にお着き願います。

(佐藤一廣副議長 議席に着席)

(細矢俊博議長 議長席に着席)

会期の決定

○議長（細矢俊博） 日程第3 会期の決定を行います。

お諮りします。この定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（細矢俊博） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

会議録署名議員指名

○議長（細矢俊博） 日程第4 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、7番吉田芳美議員、10番高梨忠博議員を指名します。

諸報告

○議長（細矢俊博） 日程第5 諸報告を行います。

はじめに、監査委員より、令和6年2月から令和6年7月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

また、すでに配付しております文書のとおり、令和6年6月に執行した定例監査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第199条第9項の規定により報告されております。

次に、連合長より、令和5年度における債権の放棄について、山形県後期高齢者医療広域連合債権管理条例第7条第1項の規定により、債権を放棄した旨、同条第2項の規定により報告されております。

以上で報告を終わります。

議第9号及び議第10号

○議長（細矢俊博） 日程第6 議第9号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び日程第7 議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第9号及び議第10号について、提案理由をご説明申し上げます。

両議案は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものであります。

一般会計歳入歳出決算及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、その概要をご説明申し上げます。

初めに、一般会計の決算から申し上げます。歳入歳出決算書の2ページから5ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、8億9,359万6,425円であり、歳出の支出済額合計は、8億1,121万2,731円となることから、歳入歳出差引残額は、8,238万3,694円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入歳出決算書の6ページから9ページに記載のとおり、歳入の収入済額合計は、1,613億3,828万2,417円であり、歳出の支出済額合計は、1,583億5,394万2,308円となることから、歳入歳出差引残額は、29億8,434万109円となっております。また、制度上、療養給付費負担金等の精算が次年度となることから、繰越金には令和6年度に返還すべき負担金等が含まれておりますことをご承知おきいただきますよう、お願い申し上げます。

なお、主要な施策の成果報告書と併せて、決算の内容について、事務局よりご説明申し上げます。

○事業課長（安孫子有里） 議長。

○議長（細矢俊博） 安孫子事業課長。

○事業課長（安孫子有里） それでは、令和５年度主要な施策の成果報告書につきまして、その概要をご説明申し上げます。別冊の主要な施策の成果報告書をご覧ください。

はじめに１ページをお願いいたします。「１ 被保険者の状況」になります。令和５年度末の被保険者数は、１９万６,２１１人で、県内人口に占める割合は、１９.３１％でございます。中程には、被保険者数等の推移、また年齢構成内訳を記載しております。

続きまして、３ページをお願いいたします。「３ 保険給付事業」になります。令和５年度の給付総額は、１,５３８億１,４０６万９,９６２円で、対前年度比４７億６,４１１万６,５８円、率にして３.２０％の増でございます。なお、増加率の高い、高額療養費につきましては、被保険者数の増加及び令和４年１０月からの窓口負担割合の変更に伴う制度改正、医療の高度化等の要因が考えられます。４ページをお願いいたします。件数につきましては、６３１万５,３８４件で、対前年度比２５万８,９０６件、率にして４.２７％の増でございます。その下の「(1) 療養給付費の内訳」及び５ページ中程の「(2) 療養費の内訳」につきましては、医科入院や歯科、補装具等の項目に分けて給付額と件数を記載し、６ページには、一人当たりの年間平均給付額を参考として記載してございます。７ページをお願いいたします。「(3) 審査支払手数料」につきましては、診療報酬の審査及び支払事務について、山形県国保連合会が行い、その手数料を支払ったものでございます。件数は５８４万４,７５２件でございます。

８ページをお願いいたします。「４ 保健事業」になります。「(1) 健康診査事業」につきましては、市町村に委託し実施しております健診事業となります。受診者数は４万６,８０４人で、前年度と比較して、３,１８５人の増でございます。次に、「(2) 歯周疾患検診事業」につきましては、歯の喪失を予防し、健康維持ができるよう、前年度に７５歳に到達した被保険者を対象とし、実施しております。令和５年度は、これまで対象外としておりました治療中の方を、対象者に加えたことから、受診者数は増加しております。受診者数は１,８１３人でございます。９ページをお願いいたします。「(3) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療の保健事業を切れ目なく、介護保険の地域支援事業と一体的に実施する事業であり、重症化予防などのハイリスクアプローチと、健康教室や健康相談などのポピュレーションアプローチを実施しております。１０ページをお願いいたします。「各訪問指導事業」につきましては、市町村や民間事業者に委託し、訪問指導を実施しております。なお、「(5) 重症化予防等訪問指導事業」の実施人数が増えた要因につきましては、糖尿病性腎症の重症化危惧者を対象者に追加したことによるものでございます。また、その他の訪問指導事業で実施人数が減少した要因につきましては、一体的実施事業の中で、訪問指導事業に取り組む市町村が増加したためでございます。

１１ページをお願いいたします。「(7) 市町村長寿・健康増進事業」につきましては、市町村が独自に行った長寿・健康増進のための保健事業に対し、補助金を交付したものでございます。交付市町村は、村山市と舟形町でございます。「(8) 市町村保健事業支援事業」につきましては、市町村が被保険者の健康保持を目的として実施した保健事業に対し、支援を行うため、令和５年度、新たに創設いたしました補助事業となります。交付市町村は全市町村でございます。１２ページをお願いいたします。「(10) ラジオCM広報」及び「(11) 保健事業フリーペーパー広告広報」につきましては、令和５年度、新たに実施した広報事業となります。ラジオCM広報は、山形放送のラジオ放送において、１日１回、健康づくり等に関するラジオCMを放送し、フリーペーパー広告広報は、県

内4地区で発行しているフリーペーパーに健康診査受診促進に関する広告を掲載したものでございます。

13ページをお願いいたします。「5 医療費適正化事業」になります。「(1) レセプト点検事業」につきましては、山形県国保連合会に委託して、レセプト点検を実施しております。件数は581万6,366件でございます。次に、「(2) 療養費支給申請書内容点検事業」につきましては、療養費のうち柔道整復師、はり・きゅう師等の施術に係る療養費支給申請書の内容点検を民間業者に委託し、実施しております。件数は2万3,770件でございます。「(3) 医療費通知事業」につきましては、被保険者の医療制度に対する意識向上を目的に、年1回医療費通知を作成し送付しております。14ページをお願いいたします。「(4) ジェネリック医薬品利用促進事業」につきましては、被保険者の医療費負担軽減を図るため、ジェネリックに切り替えた場合に、自己負担額の軽減が見込まれる被保険者7,033人に対し、差額通知を送付しております。「(5) 第三者行為求償事務事業」につきましては、交通事故などにより第三者から傷害を受け、保険証を使って医療機関を受診した場合の医療費について、第三者へ請求する事務を山形県国保連合会に委託しております。件数は163件、委託料は817万7,587円でございます。なお、収納額は、1億6,014万4,902円でございます。

15ページをお願いいたします。「6 標準システム運用支援」になります。後期高齢者医療制度の運用業務を効率的かつ適正に行うため、標準システムの運用及び保守管理を山形県国保連合会に委託しております。

「7 被保険者証の交付」になります。被保険者証は、一斉更新等による交付を行っているため、その作成及び封入封かん業務を実施したものでございます。令和4年度は、被保険者の窓口負担割合の変更に伴う制度改正により、保険者証を2回交付しておりますが、令和5年度につきましては、従来の1回交付に戻したため、事業費が減額したものでございます。

16ページをお願いいたします。「8 制度広報事業」になります。「(1) 制度広報」につきましては、被保険者へのリーフレット配布、市町村窓口等でのパンフレットの配置、ポスター掲示、ホームページによる広報など、保険料賦課や医療制度などの制度広報を行ったものでございます。

18ページをお願いいたします。「9 山形県長寿医療懇談会」になります。当広域連合が行う後期高齢者医療制度の円滑な運営に資するため、被保険者や医療関係者などの各分野の方々から広く意見をお伺いするため、設置しております。令和5年度は9月25日と12月27日の2回開催し、後期高齢者医療制度の概要及び運営状況、第4次広域計画、第3期保健事業実施計画などにつきまして、ご意見をいただいております。なお、懇談会の委員数は10名で、任期は2年間でございます。

令和5年度主要な施策の成果報告書につきましては、以上でございます。なお、決算につきましては、説明員を交代させていただきます。

○会計管理者（武田すみ子） 議長。

○議長（細矢俊博） 武田会計管理者。

○会計管理者（武田すみ子） それでは、「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」について、その概要をご説明申し上げます。

す。

議案書別冊の歳入歳出決算書、2ページ、3ページをご覧ください。はじめに、一般会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額8億9,367万2千円に対し、調定額、収入済額とも、8億9,359万6,425円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

4ページ、5ページをご覧ください。歳出合計の予算現額、8億9,367万2千円に対し、支出済額は、8億1,121万2,731円であり、不用額は8,245万9,269円でございます。

6ページ、7ページをご覧ください。特別会計の歳入歳出決算でございますが、歳入合計の予算現額1,611億8,787万9千円に対し、調定額は1,613億4,020万7,423円であり、収入済額は1,613億3,828万2,417円、不能欠損額は12万1,802円、収入未済額は180万3,204円でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。歳出合計の予算現額1,611億8,787万9千円に対し、支出済額は、1,583億5,394万2,308円であり、不用額は、28億3,393万6,692円でございます。

詳細につきまして、歳入歳出決算事項別明細書でご説明申し上げます。12ページ、13ページをご覧ください。はじめに「一般会計」歳入でございますが、「1款 分担金及び負担金」は、市町村からの事務費負担金で、調定額、収入済額とも8億93万8千円でございます。「2款 財産収入」は、財政調整基金の利子で、収入済額は389円でございます。「3款 繰入金」の収入済額はございません。14ページ、15ページをご覧ください。「4款 繰越金」は、令和4年度からの繰越金で、収入済額は、9,199万4,009円でございます。「5款 諸収入」は、1項、2項を合わせまして、調定額収入済額とも66万4,027円でございます。

次に16ページ、17ページをご覧ください。「一般会計」歳出でございますが、「1款 議会費」の支出済額は、48万2,814円でございます。「2款 総務費」は、「1項 総務管理費」から、18、19ページの「2項 選挙費」、20、21ページの「3項 監査委員費」を合わせまして、支出済額は、4億2,821万25円であり、約1,600万円の不用額となっております。これは、総務管理費で、派遣職員人件費負担金などが、見込みを下回ったためでございます。20、21ページ中段の「3款 民生費」の支出済額は、3億8,251万9,892円であり、約6,100万円の不用額となっております。これは、特別会計への事務費繰出金が見込を下回ったためでございます。「4款 予備費」の支出はございません。

22ページ、23ページをご覧ください。次に「特別会計」歳入でございますが、「1款 分担金及び負担金」は、市町村で収納した保険料及び医療給付に対する市町村の負担金などで調定額、収入済額とも、269億8,267万6,601円となっております。「2款 国庫支出金」は、「1項 国庫負担金」、26、27ページまでの「2項 国庫補助金」を合わせまして、収入済額は、543億7,440万5,227円でございます。これは、医療給付に対する国の負担金が見込みより多く交付されたことなどから、予算現額に比べ増となっております。26ページ、27ページをご覧ください。「3款 県支出金」の収入済額は、134億8,436万4,224円でございます。28ページ、29ページをご覧ください。「4款 支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、収入済額は、614億8,274万円でございます。「5款 特別高額医療費共同事業交付金」の収入済額は7,363万3,704円でございます。特別高額医療費共同事業交付金が見込みを下回ったため予算現額に比べ減となっております。「6款 財産収入」は、医療給付費等準備基金の利子で、収入済額は39万9,369円でございます。30ページ、31ページをご覧ください。

「7款 繰入金」は、「1項 一般会計繰入金」の収入済額が3億8,251万9,892円で、「2項 基金繰入金」の収入済額が、17億2,500万円、合わせまして21億751万9,892円でございます。「8款 繰越金」は令和4年度からの繰越金で、収入済額は26億6,939万3,449円でございます。32ページ、33ページをご覧ください。「9款 諸収入」は、「1項 延滞金、加算金及び過料」、「2項 預金利子」「3項 雑入」を合わせまして、収入済額は1億6,320万9,951円でございます。なお、「3項 雑入」で、不納欠損額が12万1,802円ございますが、債権放棄によるものが2件と、自己負担割合変更による返納金の未納分について、地方自治法の規定により時効となったものが2件でございます。収入未済額が180万3,204円ございますが、自己負担割合変更による返納金などで、年度内までに納付されなかった分14件でございます。また、予算現額に比べ収入済額が増となっておりますが、交通事故に伴う第三者納付金などが見込みを上回ったことによるものでございます。

次に34ページ、35ページをご覧ください。「特別会計」歳出でございますが、「1款 総務費」の支出済額は、4億352万4,215円であり、約4,700万円の不用額となっております。これは、通信運搬費や第三者行為求償事務委託料などが見込みを下回ったことによるものでございます。36ページ、37ページをご覧ください。「2款 保険給付費」でございますが、「1項 療養諸費」、「2項 審査支払手数料」、次の38、39ページの「3項 高額療養諸費」、「4項 その他医療給付費」を合わせまして、支出済額は1,542億1,746万9,700円であり、約25億9,300万円の不用額となっております。予算に対する執行率は、98.35%でございます。これは、療養給付費及び療養費などで、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。40ページ、41ページをご覧ください。「3款 特別高額医療費共同事業拠出金」の支出済額は、6,711万4,215円でございます。これは、特別高額医療費共同事業拠出金が見込みを下回ったことによるものでございます。「4款 保健事業費」の支出済額は、次の42、43ページをご覧ください。支出済額は、7億2,875万304円で、約1億3,500万円の不用額となっております。これは、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業業務委託料や市町村が実施する長寿・健康増進事業への補助金などが見込みを下回ったことによるものでございます。「5款 基金積立金」の支出済額は、14億6,494万2,369円でございます。44ページ、45ページをご覧ください。「6款 諸支出金」の支出済額は、14億7,214万1,505円でございます。なお、「3目 償還金」は、過年度分療養給付費負担金等返還金で国・支払基金・市町村に返還したものでございます。「7款 予備費」の支出はございませんが、「4款1項2目 職員手当等」に3万3,807円を充用しております。令和5年度人事院勧告により会計年度任用職員の期末手当が増額したことにより、不足が生じたためでございます。

続きまして、48ページをご覧ください。「実質収支に関する調書」でございます。一般会計の、「3 歳入歳出差引額」は、8,238万4千円でございます。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございません。結果、「5 実質収支額」は、8,238万4千円で、全額を翌年度に繰越しするものでございます。

49ページをご覧ください。特別会計の、「3 歳入歳出差引額」は、29億8,434万円でございます。「4 翌年度へ繰り越すべき財源」はございません。結果、「5 実質収支額」は、29億8,434万円で、全額を翌年度に繰越しするものでございます。

52ページをご覧ください。「財産に関する調書」でございますが、「1 公有財産」、「3 債権」につきましてはございません。「2 物品」につきましては、決算年度中における増減はござ

いません。「4 基金」の(1)財政調整基金でございますが、これは、年度間における財源の円滑な調整や、一時借入金の利子に備え、積み立てているものでございます。「決算年度中増減高」1億6,196万8,389円の増は、電算処理システム機器更改延長に伴う費用、1億6,196万8千円と、預金利子389円の積立によるものでございます。結果、「決算年度末現在高」は、1億8,216万3,147円でございます。(2)給付費等準備基金でございますが、これは、年度間の財源を調整し、財政の適正かつ健全な運営のため、積み立てているものでございます。「決算年度中増減高」の2億6,005万7,631円の減は、令和4年度の決算剰余金の一部積み立てによる増と、預金利子積立による増、特別会計への繰り出しによる減によるものでございます。結果、「決算年度末現在高」は、34億4,957万3,038円でございます。

以上、令和5度決算の概要についての説明であります。よろしくご審議のうえ、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

次に、議第9号及び議第10号の議案2件に関して、監査委員から提出されております決算審査意見の説明を求めます。

○代表監査委員（玉田芳和） 議長。

○議長（細矢俊博） 玉田代表監査委員。

○代表監査委員（玉田芳和） 議第9号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」及び議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の決算審査の概要につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の令和5年度歳入歳出決算書の54、55ページをお願いいたします。決算審査につきましては、6月20日付けで広域連合長より決算書及び付属書類等の提出があり、審査をいたしました。審査にあたりましては、55ページ、「第3 審査の方法」に記載のとおり実施いたしました。

審査の結果、審査に付された各会計の決算及び証書類、その他政令で定めます書類は、いずれも関係法令に準拠して調製され、その計数は正確であり、予算の執行状況、経理事務、財産の管理等についても、全体として適正に執行されているものと認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので、省略いたします。

団塊の世代の加入に伴う被保険者数の増加や、一人当たりの医療費給付費の伸びによる影響等から、保険給付費の増加がみられるものの、窓口負担割合の見直しやこれらを念頭に置いた保険料率の設定等により、決算における各会計の実質収支額は概ね例年通りとなっております。

しかし、2025年には全ての団塊の世代が75歳以上となり、今後も被保険者数は長期的な増加が見込まれる一方で、それを支える現役世代の減少はより一層顕著になってまいります。また、被保険者の負担を増やすことにも限界があり、後期高齢者医療制度は引き続き厳しい財政運営が続いていくことが予想されます。こうした中であっても、各市町村や関係機関との連携を密にして、保健事業実施計画に基づく各種事業を推進し、被保険者の健康の保持・増進や健康寿命の延伸、医療費の適正化などに注力しながら、常に将来を見据え、持続可能な高齢者医療制度を目指し運営に努められることを望み、決算審査の意見といたします。よろしくお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で決算審査意見の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

初めに、日程第6 議第9号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第9号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第6 議第9号については、原案のとおり認定されました。

○議長（細矢俊博） 次に、日程第7 議第10号「令和5年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を、起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第10号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第7 議第10号については、原案のとおり認定されました。

議第11号及び12号

○議長（細矢俊博） 日程第8 議第11号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」及び日程第9 議第12号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について、関連がありますので、一括して上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第11号及び議第12号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第11号の一般会計補正予算につきましては歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,238万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ10億1,651万1千円とするものであります。

議第12号の後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ30億5,674万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1,663億3,191万5千円とするものであります。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（石川健吾） 議長。

○議長（細矢俊博） 石川事務局次長。

○事務局次長（石川健吾） それでは、議第11号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、4ページをお願いいたします。歳入、歳出予算にそれぞれ、8,238万3千円を増額計上し、予算総額を10億1,651万1千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「令和6年度歳入歳出予算事項別明細書」で、ご説明申し上げます。

事項別明細書の3ページ、4ページをお願いいたします。歳入補正につきましては、「4款1項1目 繰越金」に、令和5年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額8,238万3千円を増額計上するものであります。本年度の繰越金とするための補正となります。

歳出補正につきましては、「2款1項1目 一般管理費」のうち「22節 償還金利息及び割引料」に、令和5年度事務費負担金精算に伴う各市町村への返還金として、8,238万3千円を増額計上するものであります。

議第11号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」については、以上でございます。なお、特別会計の議第12号につきましては、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（安孫子有里） 議長。

○議長（細矢俊博） 安孫子事業課長。

○事業課長（安孫子有里） 続きまして、議第12号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきまして、ご説明申し上げます。

議案書5ページ、6ページをお願いいたします。歳入歳出予算に、それぞれ30億5,674万5千円を増額計上し、予算総額を1,663億3,191万5千円とするものでございます。詳細につきましては、別冊「事項別明細書」でご説明申し上げます。

事項別明細書の、7ページ、8ページをお願いいたします。はじめに、歳入補正につきまして、「1款1項2目 療養給付費負担金」のうち「2節 過年度分療養給付費負担金」に、令和5年度療養給付費負担金の精算に伴い市町村から追加納付いただく7,240万5千円を増額計上するものでございます。「8款1項1目 繰越金」に、令和5年度の決算認定に伴い、歳入歳出差引額29億8,434万円を増額計上するものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。次に、歳出補正につきまして、「6款1項1目 医療給付費等準備基金積立金」に、令和5年度剰余金の11億2,244万円と市町村から追加納付いただく7,240万5千円を合計した11億9,484万5千円を積立てるため、増額計上するものでございます。「7款1項3目 償還金」に、療養給付費等の実績に基づき、令和5年度分療養給付費負担金等を精算し、国、県、支払基金、市町村に返還するため、18億6,190万円を増額計上するものでございます。

以上、議第11号及び議第12号についての説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

初めに、日程第8 議第11号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第11号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第8 議第11号については、原案のとおり可決されました。

○議長（細矢俊博） 次に、日程第9 議第12号「令和6年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第12号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第9 議第12号については原案のとおり可決されました。

議題13号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第10 議第13号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第１３号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議第１３号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」につきましては、広域連合規約第１１条第１項の規定により、当広域連合に置く副広域連合長２人のうち、原田副広域連合長の任期が去る令和６年４月２８日をもって満了したため、新たに鈴木浩幸朝日町長を選任することについて、同規約第１２条第４項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第１０ 議第１３号「山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第１３号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第１０ 議第１３号については、原案のとおり同意されました。

議第１４号

○議長（細矢俊博） 続きまして、日程第１１ 議第１４号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を上程いたします。

提案理由の説明

○議長（細矢俊博） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） ただいま上程されました議第１４号につきまして提案理由をご説明申し上げます。

議第１４号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」につきましては、当広域連合に置く情報公開・個人情報保護審査会の委員のうち、諸橋哲郎委員が５月１６日に逝去、井上弓子委員が６月３０日をもって退任したため、石垣肇之氏と笹原史恵氏を新たな委員に選任することについて、議会の同意を求めようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（細矢俊博） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（細矢俊博） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） ご質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

○議長（細矢俊博） これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（細矢俊博） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（細矢俊博） これより採決します。

日程第11 議第14号「山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について」を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第14号を原案のとおり決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（細矢俊博） ご着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第11 議第14号については、原案のとおり同意されました。

○議長（細矢俊博） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（細矢俊博） この際、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許します。

○連合長（佐藤孝弘） 議長。

○議長（細矢俊博） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘） 広域連合議会7月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の7月定例会に提案いたしました各案件について、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議、御認定、御同意をいただきまして誠にありがとうございました。

後期高齢者医療制度は、被保険者数の増加が長期的に見込まれている一方で、制度を支える現役世代の減少は、今後より顕著になっていきます。また、一人当たりの医療給付費も増加傾向にあるなど、一層厳しい制度運営を迫られていくことになります。

このような状況の中、当広域連合といたしましては、被保険者の方々が安心して医療を受けることができるよう、市町村や関係機関との連携を深め、制度の健全で安定した運営に努めるとともに、保健事業の充実強化等により、被保険者の方々の健康保持・増進を、より一層進めてまいりたいと考えております。議員の皆様におかれましては、今後とも、後期高齢者医療制度の円滑な運営のため、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、あいさつといたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（細矢俊博） 以上で、令和６年７月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後３時３３分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 細矢 俊博

署名議員 吉田 芳美

署名議員 高梨 忠博